【機密性2情報】

奨学金返還支援取組状況一覧表

地方公共団体名	事業名等	申請できる時期	主な申請要件	募集人数	返還支援（開始の）要件	返還支援の上限（総額） （支援の時期・内容等）	協力企業の例	ホームページ
島根県	中山間地域・離島での資格取得促進事業（奨学金返還助成制度）	①大学等の最終年次 ②既卒者（UIターン者）	【①の要件】 ・対象の奨学金受給者 ・県内の中山間地域・離島の事業所へ就職する者 ・別に定める国家資格等を取得予定の者又は取得した者 【②の要件】 ・在学中に奨学金等の貸与を受けていた者で、返還残額があり、かつ滞納額がない者 ・申請日時点で県外在住であり、募集年度の翌年度の4月末日までに県内の中山間地域・離島の事業所へ就職する者 ・別に定める国家資格等を取得予定の者又は取得した者	30人（R元年度）	・奨学金等の返還開始 ・申請翌年度の８月中に、次に掲げる書類を提出し、申請要件をすべて満たしていることを確認した後 【提出書類】 ⑴現況報告書 ⑵卒業証明書の写し（①のみ） ⑶健康保険証の写し ⑷貸与奨学金返還確認票の写し（①で（独）日本学生支援機構の奨学金貸与者のみ） ⑸認定年度の4月1日時点の返還残高の分かる書類（②で（独）日本学生支援機構の奨学金貸与者のみ）	【大学等で貸与を受けた者】 最大12年間就業で288万円 【高校等で貸与を受けた者】 最大9年間就業で86,4万円 助成額は月単位で算定し、助成対象額を助成期間月数で除した額を助成月額とする。	ー	https://www.shimane-ikuei.or.jp/exemption/106